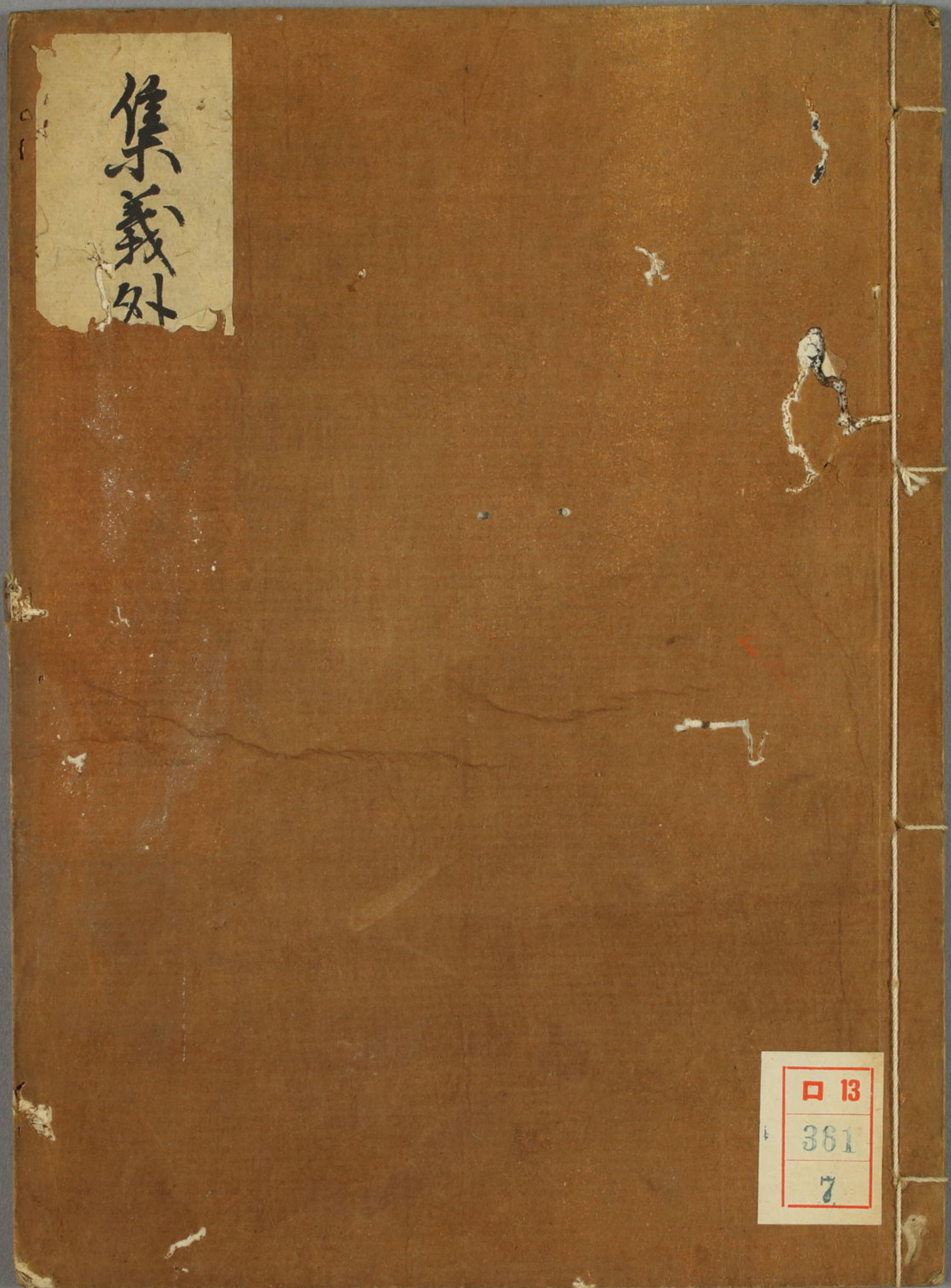




のやうなりと首を垂れおろし天地と徳を合て造化に助あめを表し
天子錦衣を穿つたおきむも身成神のまゝなりして服従も天子ハ不正
の色不面の形を以て人々を治めたる所の声ふはの音とすく然り也ふはのまゝに
の事さういふ程に山野に物——然るも地の難民の苦勞と——
戦陣の法成たりと——玉衣ありと——金衣は氣屋なる所なきを
凡そ放馬に格せざる——もうこの紫さるやうにして一度はさう一度とも
いにしえ文武の道に巧みたるは先ある——さういふはさるると用ふる立
衣冠の——終日衣するは法と先給くさるい御主人の氣力すれども
礼にあらずあるの所長かりくさるい向て休息——さういふ、時なる
君親の四時は所履なきはほは着て居ていぬる九時もなかり又
其下人と子未刻ともいぬる——四時をとりわくと申ねるものなりけ
其んが————御用なきものはちや入らざるべし公事終ては
時物感——后女御更衣とて音楽に格ひ————白衣として
座——ある——付時和をもふ——精神よく喜ひいかに天地の和も
助給時なきは南面の盛服に之にて時あり候と記されたる此の
又衣冠とて禮樂との所あり————皆中庸の理に計あを禮と
さし才成修の則に或向天子所へ人の所給の和いうて天地の和を助く
るや云禮ハ天地の節に樂々天地の和に天子安んずと云——
書よ給むものと則天下の風俗とめて人民安んずと云——故に天地の
和を助くるに左義遠色を買つても利ある第一の戒し君子ハ小人の

あまなぬものたる世に小人ありきとあるは、たゞ賢者のあるを以て
と凡そ殊の卵といふべく、虚説造言なり。——
あけらるゝとわかれの女でもさや色この事成るものし君子も穢と云て
おむと欲せしきともふいじ。——
とはいふ。——小人といふこと害あるものし君子知力をおうまひはあらんも
たれども。——故に明君と先達人を退き給へ上りつゝかゝ威厳ハ
虚説造言なる必。——も凡人を放流せられざるも同じや。
あわて若くさゆゑのものぞ放流。——
くまはして上る人々を母ともは内縁より讒言も入又西色のんり
とりて小人を入るとのなきは西色の君の下には賢者なきことのゆゑなり
色成を上げて好むは其の人さうねよありと好色のんがごとく子ハ
十二人諸君九人と宮女の寵愛まで皆礼節の意持よく貞女のそと
なり。——内縁と云ふも有るや。——またそのゆゑなり。
凡そ純て其風和氣の中を居る。——好色の費りなきは或向好色のんが
十二人九人といふ云の上の大なるを云ひて衣服飲食器物万事にお
自らの理し。——のへと西色のんがも悪くも貴族大の万事
同様はそれら分の事なり。——理あるは賤賈而貴徳ハ人君の令限する
此等好色なき。——とてあきらみ候として富ハ民のためなり。
民のためなり。——穀て令限するハ穀を助ふるものなり。——穀
おろしあるは令限する。——穀より病くは付いあはる。

○金銀や宝——満座ちま士、ちま士ちま士とあこの有、持て来りて、色座座人々——

中々此の通りし。先上より人財用の乃を認むるべし。小桑並の廻州ハ
諸君よりし。——乃々新風の産物とす。是はものなり。又と

この巻の徳川は、
あつてふとふとふとふとふと
あつてふとふとふとふとふと
あつてふとふとふとふとふと

のはるきなまはるあめふり
 具代物とけり
 名はるあめふり
 名はるあめふり

しゝあはよきわん 是れを
とてあそむる又大友の清正の宗也
と打くるを

力成一面費しそるきしとすあひて家通を亭の徳何よりよく物のお母の

うきうき子とて入
物まねのちふとく
矢張り御家も堪へ
物あやうとて

改しき育ちをいふ事よ百葉をいふ事よは柳の煙をいふ事よ

百寶玉を在彌倉中食ふ節從ふめと云く自他の方の御用も不立の人共

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

百姓より以て
法を以てしは
爲す所とて
礼の本とも
なり

不忠の人と云ふれ——とにけぬよ其路のうやとふよ二千費より5の

又その時代ハ新氣を食ふ精神

あふくききき古力も古力も古力も古力も古力も

しゝし其比の三千貫と今の果年石に或る所一と此々とのよかゝの

とて今聖の是物は一向をよみすなり。備文乃成るを乃なるを毒

と驚き母を母と云ふは成る事と云ふを喜ぶ——頼

その人ありてはとて家敬と諸方名在薄倉の事ハ二年又ハ三年又ハ四年

百回本二百回し又三人強盗を多金取つたが、
三郎とてうろく銭

馳走人より侍ひし後、行政を令——天位をゆりつるは——して知べ
位祿とも、天位を祿たるは人爵、天爵お急の道理、し房玄齡言大
宗曰、秦府舊人未遷官者皆嗟怨、曰吾属奉事左右、幾何
年矣、今除官、反在前、官府府人之後、上曰王者至公、无私、故
能服天下之心、设官分職、以爲民也、當擇賢才、而用之、豈以新舊
爲先後哉、今尔等其賢、亦有而直言嗟怨、豈爲政之體乎、とて
けは、有道の代は、君と民とも和——あつて、あつて、故に御子を
其徳を——は位を祿とせしむ、武王周公の先祖を——り、あり——
文王季太王を——り、王号をわけるは、はひ、又より前、其中、諸侯の位を
榮れ、斗、天子の礼樂を用ひ、はひ——して知べ——大常、さして

漢の祖の——は親と祖とのゆつ——は、とて、さうの位を、是は
又とて、凡人たるは、を位か——して、き、帝の父母を敬——あひ、天子の
父母、さうあるのも、大常、とて、中、とて、も、父母を敬ひ、はひ、天子の時
の——天子とて、あひ——も、父母は位、成り、はひ、天子の時、
父母も天子とて、子とて、さう、諸侯公卿は、さう、あり、あり、はひ、大常、とて、
今も、さう、あり——も、さう、あり、とて、天子の父、さう、上座、とて、さう、
を、あひ、はひ、——は、恩、勤、を、さう——天子の時、の、さう、——は、位、さう、
民、さう、とて、はひ、あり、さう、天子は、此、とて、我、とて、匹、史、に、天子、を、子、な、ま、は
ん、あり、さう、諸侯公卿は、さう、あり、さう、大常、とて、諸侯、大史、も、父、匹、史、とて、
子、諸侯、大史、とて、さう、——は、善、父、母、とて、さう、の、さう、あり——天理、人情、とて、知べ

或同舞の才は悪人にあるを有厚の玉と——ある其人を福も
其位成るものや、何れも孟子の云とおぼしきこと——云々帝も堯のより
ついでたる堯の先を堯とて、舜を堯のより後（堯の父）として参する
うへに象に弟も象と仰ぐが如く——然る帝の平生の父母
先祖の考え有厚に對し——ある——堯も黃帝の孫に、帝も黃帝の
孫に民間へくくく——此は四代までの事なるべし——帝の代官
と仰ぐこと——有厚と治め——堯は象と一國の祿をあるものと象の
九族成るもの——とし我朝五代は一任四國年の文政と仰ぐことと諸王
と治め——の百官もあるの貢物とするべし——八は遠近から——山川あ
ることを——とむゆり天下長久——中夏と大なる取立て——や
うふたりとも吾名の大川の——雲とあり——風をたけ——と民衆を助くること
諸侯に對し——此はともにも天子より下知——ある大衆の象と有厚
に對し——貢物のところなり——時の権威たるは此を見れば是より明か
く——と治め——堯も虞有る王理り世の勢をねは後世の門より
諸侯のものにて在るの事を知るより後醍醐の帝の時天下も歸——
ある——武財勝人情を知りて諸侯をむく——の受領のこと——ある——
故に天下又我が歸——といはれ時足利新国と大綱なる——術の中興と
と——赤松なるものは長後から武寧間——と其次之中將が將佐役となり——
諸大名皆帰順せられ公家武家ともにわ——然る他のもの大方あるは
天下の心へくくく其君は天皇なり——然る親政やといふ——やいふ

子孫のすくはれつてしるは又何ぞ耶地を治むるは二百年の間に
治るべき地なり——地は下なるありてあるは地なり——とある人の
筋目ある中をえつて其意をあるは治むる君民ともよくあはれ
ゆふの——倉入の地すれども地は世の治を継ぎ國を廢するをあげた
みつて治むる危きものなり西郷のありて收め振る地なり——
ありて是亡國の時し一の所なり——百のありて生むるもの——忠信を福に
福ありて礼義を徳とあるは成實——と福をまう——人の民とされ
風俗ありてぬり世に治むる——と多て文武の成
治とむるもの——利奈才ある者とは忠信の人の下を付て仕事し利を得
可し人を利するありて天下の士をすくむもの——時は使臣歟、農の時を

するにけり、幸有るを治むる——宋衛陽王義季。嘗春月出畝有
老父被^レ蓑而耕、左右斤之。老父曰、盤于旅敗、古人所戒。今陽和布氣、
一日不耕、民失其時。奈何以從會之業、而驅^レ斤老農也。義季止馬、
曰、賢者也。令賜之食。群曰、大王不奪農時、則境內之民皆飽。大王之
食、老父何敢獨受。大王之賜、于義季向、其名不告而退。む——
農者として武士民間にあるは田舎ともあり——山郷ともあり——川原に
たり——風多ありて為害國に軍陣にありての害在るの考られは
ゆけり。昔、西郷のありては、代々の君侯あるは、人七人治むるものなり。人
をんともありて、其治むる下人ありては、其治むるものなり。このあり
る人、農者を用ひて、其治むるものなり。今、馬ありては、其治むるものなり。軍政農ありては、其治むるものなり。

集義外書卷十二

窮理上

一朋友問孟子治至平天下之理を論——其事の理をいひての一事

をいふは後ある——と其政をいふのきこひはあり——といふは
君の徳をいふも多し 昔云ふるは我をきこふ中にも大なる治を平

天下の義論本々ある此二のわづらひは世中のあつた——我

のあつた時勢の政道に強ひてお論はち抑の義論をいふて是の

向執政の人——と親れ知るや、能くありて、を急——と人のえり

しるもや、能くや、云々、は私と、を急——と親れ知るの態度を

是る——と論するは、執政の職、おのづかの役、を急——と親れの

其の神とて此の理をわするは、
又玉中玉の竹並とて、
海に人々をいづるを、
同中玉及高周

の初ニそ賢君の君もねるに終ひし漢の代よりけり賢聖とありき
 是も是るにまもなりし初より仁徳名をとりはるる文海ハ
 ともなりしより三百五十年の事ハ徳治をたうても大神のま
 やうありしより日中をも五代千五百餘年よりきりし徳聖
 光朝よりきりし武家へ後にも天下取も間もなくありし
 時の運よりきりきり云をこまる子の不可用とも古のゆき武家の代と
 ぬてふ長久かきなりし農と兵と分るはるる農兵とて賢君

名將をたし——海軍も大悪の君となりていかにせむと云ふる天下を
二三百半四百百年もゆく様と云ふ武家の代となりてはうゝおの悪處をわて
陣屋のお屋の風を思ふ——城をおひらうと——御教をいれく——小尾
久太なること天下に敵の利お立腹見替めもなく、重宝のやうな子
事あて天下の代用とはおもひき、ゆ外ぬはとえたりともいふ育の風俗
あるよりしてはとえたりとも方——功なり——富に極みあり——世うそと
お君をも君の殿のはくちあり内へ我をあまきりよき必するも君もあると本
ハ幼かりて跡をはきつゝ上の威うすく諸王我うくとありぬ大勢のりえ
ち移人あり——女のたまは陰よく我とおとけりといふもの——是れとあるは
又あらとも勝を治むるもの——さかしたる——下くは解を知いてゐる氣随

[illegible][illegible]

